

横浜市協働の森基金寄附受納要綱

制定：平成17年7月26日
(局長決裁)

改正：平成23年3月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市協働の森基金条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、横浜市協働の森基金（以下「基金」という。）への寄附に関して、受納手続き、必要書類の様式その他必要事項を定めるものとする。また、あわせて、基金の趣旨に賛同し、基金への寄附募集について横浜市に協力する法人、任意団体等（以下「協働団体」という。）が行う募金等について定める。

(定義)

第2条 当要綱において規定する寄附は、横浜の身近な小規模樹林地の保全を目的とするものとし、特定の樹林地の取得に係るものを除く。

第2章 寄附受納手続

(寄附申出者の意思確認)

第3条 基金への寄附の申出があった場合には、横浜市は申出者に対し「横浜市協働の森基金寄附申出書」（様式1、以下「寄附申出書」という。）を送付する。申出者からの必要事項が記載された寄附申出書の受領をもって、申出者の寄附の意思が確認できたものとし、寄附受納手続きを開始する。

(寄附の受納)

第4条 寄附の受納は、横浜市所定の納付書又は横浜市指定代理納付者による公金支払いサービスを利用したクレジットカード納付によって行う。

- 横浜市は、寄附受納の決定後、寄附申出者に対し、納付書の送付又はクレジットカード納付に必要な支払番号と確認番号の通知を行うものとする。
- 寄附受納の確認は、受入済通知書の受領をもって行う。

第3章 協働団体

(協働団体の登録)

第5条 基金の趣旨からより多くの賛同者を募るため、横浜市は、基金への募金活動を自ら実施する協働団体を募集し、登録するものとする。

- 協働団体になろうとする法人、任意団体等は、募金活動を開始する2週間前までに、横浜市環境創造局長あてに「横浜市協働の森基金協働団体登録申請書」（様式2、以下「協働団体登録申請書」という。）を提出するものとする。なお、登録期間は年度単位とする。
- 横浜市は、必要事項が記載された協働団体登録申請書を受領した場合には協働団体の登録を行い、「横浜市協働の森基金協働団体登録書」（様式3）をもって申請者に通知する。
- 登録の更新については、協働団体から申出がない限り、自動的に継続されるものとする。ただし、寄附が2年間なく、継続の意思が確認できない場合は、横浜市は協働団体の登録を抹消することができるものとする。

(協働団体の役割)

第6条 協働団体は、原則として1か月から1年までの範囲で、事務所、営業所、支店等において、募金箱の設置等により、募金活動を実施する。

2 協働団体は、募金活動終了後、募金により集まった全ての現金を横浜市に納付する。ただし、2か月以上の募金活動については、1か月以上を単位とした納付を可とする。また、協働団体は、横浜市に納付するまでの間、募金により集まった現金の管理を行う。

3 前項の寄附の受納手続きについては、第3条及び第4条の規定を準用する。

4 税控除の適用を希望する個人からの1万円を超える寄附については、直接横浜市による受納を原則とし、協働団体は寄附者に対し説明を行う。

5 協働団体は、第1項から第4項に規定する事項に加え、次の役割を担う。

(1) 基金制度の周知への協力

(2) 第8条に規定する協働団体連合会への参加

(協働団体の周知)

第7条 横浜市は、協働団体及び募金箱の設置場所等について周知を行う。

第4章 協働団体連合会

(協働団体連合会)

第8条 基金への寄附に係る連絡や調整等を円滑に進めるため、協働団体及び横浜市から成る協働団体連合会を設置する。

2 協働団体連合会は、必要に応じて会議を開催するものとする。

3 協働団体連合会の事務局は、横浜市環境創造局みどりアップ推進課に置く。また、会議の招集及び進行についてはみどりアップ推進課長が行う。なお、会議の議事運営等に係る必要な事項については、会議の中で定める。

(協働団体連合会による募金)

第9条 横浜市主催行事及び関連行事並びに公共施設における募金箱の設置における募金箱の設置は、協働団体連合会が行うものとする。

2 前項の募金に係る協働団体連合会からの寄附及びその受納手続きについては、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、行事及び公共施設における募金に係る現金の管理については、それぞれの管理者が行うものとする。

第5章 基金への積立て等

(基金への積立て)

第10条 横浜市は、直接並びに協働団体及び協働団体連合会から受納した寄附について、年度末までに基金に積み立てるものとする。

(市会への報告)

第11条 横浜市長は、寄附受納について、横浜市会に報告するものとする。

第6章 雑則

(事務)

第12条 この要綱に係る事務は、横浜市環境創造局みどりアップ推進課が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月24日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年12月15日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

横浜市協働の森基金寄附申出書

平成 年 月 日

(申出先)
横浜市 長

住 所

氏 名

(電話 — —)

横浜の身近な小規模樹林地を保全するため、横浜市協働の森基金に下記の金額を寄附いたします。

金 円 也

(協働団体としての募金活動分)

ただし、1 一時払とします。(平成 年 月)

2 分割払とし、次のとおり納付します。

平成 年 月に	円
平成 年 月に	円
平成 年 月に	円
平成 年 月に	円
平成 年 月に	円

お支払い方法 (希望するものにチェックをつけてください)

納付書 後日、納付書を送付いたします。

クレジットカード (インターネット利用) 後日、手続きに必要な支払番号等をお知らせいたします。

※ 寄附金額が1件5,000円未満及び100万円を超える場合、クレジットカードはご利用いただけません。

※ ご利用いただけるクレジットカードは、VISA (ビザ)、MasterCard (マスターカード)、JCB (ジェー・シー・ビー)、AMERICAN EXPRESS (アメリカン・エクスプレス)、Diners Club (ダイナースクラブ) です。

今回ご寄附いただいたことについて、ホームページ等へのお名前の公表を希望されますか？

希望します

希望しません

[参考] 横浜市協働の森基金は、市民に身近で小規模な樹林地を市民との協働により保全することを目的として、平成17年4月に設置されました。

[備考] 平成23年4月1日改正以前の様式も当分の間使用することができます。

横浜市協働の森基金協働団体登録申請書

横浜市環境創造局長

法人又は団体の住所

法人又は団体の名称

法人又は団体の代表者氏名

⑩

(電 話 — —)

横浜市協働の森基金寄附受納綱第5条第2項に基づき、協働団体としての登録を申請します。

新規 継続 (どちらかに○をお願いします。)

【募金活動の概要】

1 募金活動の内容 (募金箱の設置等) ※ 別紙可

[]

2 募金活動実施予定期間 (どちらかに○をお願いします。)

ア 通年

イ 次の期間で実施予定

[]

3 募金活動を行う場所 (募金箱の設置予定場所等)

整理番号	事務所、支店等の名称	事務所、支店等の住所
1		
2		
3		
4		
	(以下	別紙)

横浜市協働の森基金協働団体登録書

様

横浜市環境創造局長

_____を、横浜市協働の森基金寄附受納要綱第5条第3項に基づき、協働団体として登録しました。留意事項に沿って、横浜市協働の森基金への募金活動を実施いただきますようよろしくお願いいたします。

【留意事項】

- 1 登録申請書に記載された今年度の募金活動の概要に従って、募金活動を実施してください。なお、募金活動を実際に開始する2週間前までには、確定した募金活動の実施期間及び募金箱の設置場所等を、横浜市環境創造局みどりアップ推進課までご連絡ください。
- 2 年度内に複数回の募金活動を実施する場合には、お手数ですが、各回ごとに上記の連絡をお願いいたします。
- 3 横浜市への納付に際しては、「横浜市協働の森基金寄附申出書」（様式1）を横浜市環境創造局みどりアップ推進課にご提出ください。
- 4 協働団体の登録を解除するときは、横浜市環境創造局みどりアップ推進課までご連絡ください。